

(2)「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」の掲示様式の例

①(一社)日本建設業連合会の「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」のモデル様式 (「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」改訂に係る検討会による加筆バージョン)

レベル1、2(石綿届出対象)記入例

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
☒ 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出 ☐ 石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 ☒ 大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出 を行っております。 石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日		発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
東京○○労働基準監督署		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
平成○○年○○月○○日		○○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○	
東京(都)道・府・県 ○○市(区)		住所	
平成○○年○○月○○日		東京都○○区	
調査終了年月日		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)	
平成○○年○○月○○日		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
看板表示日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
平成○○年○○月○○日		住所	
解体等工事期間		東京都○○区	
平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日			
特定粉じん排出等作業期間			
平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日			
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(特定工事の施工者かつ調査者)	
設計図書の確認		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
現場での目視及び石綿含有率の分析		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
(調査箇所):		住所	
1階~5階		東京都○○区	
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)		現場責任者氏名 ○○○○	
1階 機械室		連絡場所 TEL 03-×××-××××	
2階 金庫室		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
3階 便所内PS		調査者(分析等の実施者)	
4階 給湯室		氏名又は名称	
5階 天井スラブ		現地調査・試料採取を実施した者	
吹き付け石綿		① 建築物石綿含有建材調査者	
アモサイト		氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○	
クリンソイル		分析を実施した者	
アモサイト		② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○	
クリンソイル		住所	
クロシドライト		① 東京都○○区○○	
		② 埼玉県○○市○○	
		その他必要な事項	
特定粉じん排出等作業の方法			
除去・囲い込み・封じ込め・その他			
特定建築材料の処理方法			
機 種 ・ 型 式 ・ 設 置 数			
・機種: 負圧除塵装置 ・型式: ○○○-2000 ・設置数: ○台			
排 気 能 力(m³/min)			
○○m³/min(1時間あたりの換気回数4回) ・詳細は添付資料の通り			
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)			
HEPAフィルター ・捕集効率: 99.97% ・粒子径: 0.3µm			
使用する資材及びその種類			
・湿潤剤: ○○○○ ・固化剤: ○○○○			
・隔離用シート(床○mm、その他○mm) ・接着テープ 等			
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			
(例) ・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法			
(例) ・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法			
備考: その他の条例等の届出年月日			
○○区建築物の解体工事等に関する要綱(平成○○年 ○月 ○日届出)			

注) 1. 出所は、(一社)日本建設業連合会ホームページ(<http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=159>)による。

2. 青字は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」改訂に係る検討会にて加筆。

3. 石綿則第3条第1項の事前調査(現地調査等)は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。

出典:「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」(平成29年3月、厚生労働省)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)	
調査終了年月日	平成○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
看板表示日	平成○○年 ○月 ○日	○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○	
解体等工事期間: 平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日		住所	
調査方法の概要(調査箇所)		東京都○○区	
設計図書その他の資料の確認 現場での目視		現場責任者氏名 ○○○○	
(調査箇所) 1階～3階、外壁		連絡場所 TEL 03-×××-××××	
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
☐ 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		調査者(分析等の実施者)	
☒ 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) 1階 床 Pタイル 2階 天井 ケイ酸カルシウム版 3階 壁 ケイ酸カルシウム板 外壁 スレート板		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
		現地調査・試料採取を実施した者	
		① 石綿作業主任者	
		氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○	
		分析を実施した者	
		② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○	
		住所	
		① 東京都○○区○○	
		② 埼玉県○○市○○	
(石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 立入禁止措置、湿潤措置		その他必要な事項	

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

- 注)1. 出所は、(一社)日本建設業連合会ホームページ(<http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=159>)による。
2. 青字は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」改訂に係る検討会にて加筆。
3. 石綿則第3条第1項の事前調査(現地調査等)は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。

出典:「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」(平成29年3月、厚生労働省)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○	
調査終了年月日	平成○○年 ○月 ○日	住所 東京都○○区	
看板表示日	平成○○年 ○月 ○日	現場責任者氏名	○○○○
解体等工事期間:平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日		連絡場所 TEL	03-×××-××××
調査方法の概要(調査箇所) 設計図書その他の資料の確認 現場での目視及び石綿含有の分析 (調査箇所) 1階～3階、外壁		——を石綿作業主任者に選任しています。	
調査結果(部分と石綿含有建材の種類) ☒ 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません) ☐ 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) (石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) <u>現地調査・試料採取を実施した者</u> ① 日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ <u>分析を実施した者</u> ② ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 ① 東京都○○区○○ ② 埼玉県○○市○○	
		その他必要な事項	

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

- 注)1. 出所は、(一社)日本建設業連合会ホームページ(<http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=159>)による。
2. 青字は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」改訂に係る検討会にて加筆。
3. 石綿則第3条第1項の事前調査(現地調査等)は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。

出典:「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」(平成29年3月、厚生労働省)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則及び石綿に関する条例等に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

(関連する条例等)

〇〇市生活環境の保全等に関する条例第〇節第〇条、同法施行規則第〇節第〇条

事業場の名称: 〇〇建設株式会社 〇〇〇〇解体工事作業所		発注者等	
届出先及び届出年月日		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
都・道・府・県	〇〇(市)区	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇不動産㈱ 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査終了年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
看板表示日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
解体等工事期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日	住所	神奈川県川崎市〇〇
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)	
設計図書その他の資料の確認 現場での目視		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
(調査箇所) 1階~3階、外壁		〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材の種類)		住所	
特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等)		東京都〇〇区	
1階 床 Pタイル		現場責任者氏名 〇〇〇〇	
2階 天井 ケイ酸カルシウム版		連絡場所 TEL 03-×××-×××××	
3階 壁 ケイ酸カルシウム版		〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
外壁 スレート板		調査者(分析等の実施者)	
石綿粉じんの飛散防止対策の内容		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
立入禁止措置、潤滑措置		現地調査・試料採取を実施した者	
		① 日本アスベスト調査診断協会登録者	
		氏名 〇〇 〇〇	
		分析を実施した者	
		② 〇〇環境分析センター 代表取締役社長 〇〇 〇〇	
		住所	
		① 東京都〇〇区〇〇	
		② 埼玉県〇〇市〇〇	
		その他必要な事項	

(例えば、川崎市の場合:60cm以上)

(一社)日本建設業連合会 2014年6月作成

注)1. 出所は、(一社)日本建設業連合会ホームページ(<http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=159>)による。

2. 青字は、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」改訂に係る検討会にて加筆。

3. 石綿則第3条第1項の事前調査(現地調査等)は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。

出典:「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.10版]」(平成29年3月、厚生労働省)

- ② 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく作業実施基準による「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」の揭示例〔石綿含有成形板等（いわゆるレベル 3）の場合〕
- ＜条例に基づく作業実施基準による揭示例＞

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
当現場では川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、適切な石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。 （また、川崎市環境局環境対策部大気環境課上記条例に基づく届出を行っております。）			
川崎市への届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
石綿粉じんの飛散防止対策の内容：		平成〇〇年〇〇月〇〇日（表示）日	
石綿粉じんの飛散防止措置の概要 （例） ・湿潤措置 ・手作業による原形のままの除去作業 ・飛散防止幕の設置		施工（元請）事業者名：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 連絡先： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 現場責任者（〇〇株式会社〇〇事業部）川崎太郎 連絡先： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

石綿障害予防規則の揭示も兼用した場合

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
当現場では、 ・石綿障害予防規則及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策 川崎市役所へ ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく届出 を行っております			
届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
届出内容 （石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容）			
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要： （例） ・湿潤措置 ・手作業による原型のままの除去作業 ・飛散防止幕の設置 ・保護具・保護衣の使用 ・立入禁止措置		平成〇〇年〇〇月〇〇日（表示）日 施工（元請）事業者：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 連絡先： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。			
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習（平成〇年〇月受講）		現場責任者：（〇〇株式会社 〇〇事業部） 川崎 太郎 連絡先： 〇 4 4 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	

出典：「川崎市建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止ガイドライン」（平成 27 年 10 月、川崎市）

7. 説明会開催の具体的な手順

(ア)説明会の実施体制の検討

説明会を開催するまでには、事前準備や当日準備などの多くの作業を効率よくこなしていく必要があります。

そのため、説明会の準備・運営全般を統括する統括責任者や会場手配や説明資料等を作成する事前準備スタッフ、あるいは、説明会当日の進行役、説明者、質疑応答者、記録者、受付・誘導者などを予め決めておくことが必要です。スタッフは、多すぎても混乱するので、適切な人数とします。

説明会の実施体制(役割分担)の例を資料表 7-1 に示しましたので、ご参照ください。

資料表 7-1 説明会の実施体制(役割分担)の例

役 割		役割の内容	人 数
運営統括責任者		説明会の事前準備、当日準備、開催など、説明会の運営すべてを統括する現場の最高責任者。全体の計画立案、当日プログラムやタイムスケジュール等の作成も行う。	1 人
事前準備	会場手配等	説明会を行う会場や当日使用する機材等の手配を行う。また、説明会開催のお知らせ等を作成し配布の手配を行う。	1～2 人
	資料作成	説明資料や当日配布する資料を作成する。	1～3 人
当日	受付	会場の入口で、来場者の記録(来場者に名簿に記入していただく)や資料配布などを行う。質疑応答時のマイク係を兼任する。	1～2 人
	誘導者	来場者を会場まで誘導する。会場の敷地が広い場合など、必要に応じて設置する。質疑応答時のマイク係を兼任する。	0～3 人 (必要に応じて)
	進行役 (ファシリテーター)	説明会の司会・進行を行うだけでなく、質疑応答・意見交換時に中立・公平な立場で質問・意見の内容や回答の内容を要約して相互が理解しやすく整理し、説明会をスムーズに進める重要な役割を担う。	1 人
	説明者	事前調査結果や石綿除去等作業の内容、石綿飛散防止対策、石綿除去等作業・解体等工事のスケジュールなどの説明を行う。1 人ですべて説明しても良いし、分担して説明しても良い。また、内容が専門的なものになるので、工事受注者などに説明を委託しても良い。	1～3 人
	質疑応答者	来場者からの質問・意見等に回答する。専門的な内容に関する質問が出る可能性があるので、工事受注者などに参加してもらおうと良い。説明者が質疑応答者を兼ねても良い。	1～3 人
	記録者	説明会開催の様子を示す写真の撮影、来場者からの意見の要旨を記録する。記録者は、専任者を置く。	1 人
	(事業責任者)	説明会を委託した場合、工事発注者または自主施工者の代表は、解体等工事の事業責任者として説明会に出席し、開催のあいさつを行い、説明会の運営を委託していることを明らかにする。	1 人

注) 1. 説明会当日の会場の設営等は、全員で行う。

2. 事前準備の担当者と当日の各種担当者は兼任で構わない。

3. 小規模な説明会の場合は、司会者、説明者、質疑応答者を同一人が兼任しても構わないが、説明会をスムーズに進めるためには、できれば、複数で分担した方が良い。

(イ)説明会の計画立案

a. 説明会開催日時の設定

- 解体等工事実施前に開催する説明会は、解体等工事のスケジュール等を考慮し、余裕をもって実施できるよう、日時を設定します。
- できるだけ多くの方に参加していただくために、対象者の属性を考慮して設定します。例えば、主な対象者が周辺住民で、勤め人が多い場合は平日の夜間（夕方以降）や休日に、周辺事業所が主な対象者の場合は平日の昼間にするなど、配慮が必要となります。
- 解体等工事の規模が大きく、対象範囲（エリア、対象者数）が大きい場合は、地域ごとに開催する、同一エリアで複数回開催するなどの配慮が必要です。
- 石綿飛散事故等発生時の説明会については、管轄する地方公共団体等関係機関及び自治会長等と協議の上、適切な時期に開催します。事故等の内容によっては、複数回開催する必要がある場合があります。

b. 会場の手配

- 会場は、周辺住民等の生活の場近辺の集会場（自治会館、公民館、公会堂など）を選定するのが理想です。
- 対象範囲（エリア）の広さを考慮して、会場の数、場所を設定します。1回で済ませるために大きな施設に多数集めて実施すると自宅から遠い人は参加しづらくなるため、周辺住民等が徒歩や自転車等でも来ることのできる範囲において会場を選定する必要があります。
- 自治会館を利用する場合は自治会への、公共施設や貸し会議室等を利用する場合は地方公共団体あるいは貸し会議室運営者への予約や使用許可申請が必要です。
- 会場の使用時間は、当日の会場等の準備や後片付けの時間、説明会の時間が延びる可能性も考慮して、説明会の前後プラス1時間程度の余裕をもって借りておきます。

c. 自治会長等との事前協議

- 説明会の開催にあたっては、自治会長等に説明会開催について事前に相談します。
- その際、可能であれば、自治会長等から周辺住民等にも事前に周知していただき、説明会までに内容についてご理解していただけるようにすることも有効です。

(ウ) 当日のプログラムとタイムスケジュールの作成

会場が決定したら、当日のプログラム(当日行う事項)とタイムスケジュール(時間配分)を作成します。説明時間が長くなりすぎないように気をつけ、質疑応答の時間を十分に確保するようにします。

説明会当日のプログラムとタイムスケジュールの例を、資料表 7-2 に示しましたので、ご参照ください。

資料表 7-2 説明会当日のプログラムとタイムスケジュールの例

当日のプログラム	タイムスケジュール
スタッフの集合時間	〇〇時〇分
会場の準備(会場設営、受付準備等)	〇〇時〇分～〇〇時〇分
機材(マイク、スクリーン、プロジェクター等)準備とテスト	〇〇時〇分～〇〇時〇分
受付開始時間	〇〇時〇分～〇〇時〇分 ※開会時間+30 分程度まで
開会	〇〇時〇分(開会時間)
工事発注者または自主施工者あいさつ	〇〇時〇分～〇〇時〇分(約 5 分間)
主催者側出席者の紹介	〇〇時〇分～〇〇時〇分(約 2 分間)
当日の議題(説明事項)の説明、配布資料の確認、当日のタイムスケジュール、終了時間の案内	〇〇時〇分～〇〇時〇分(約 3 分間)
議題の説明	〇〇時〇分～〇〇時〇分(約 30～45 分間)
質疑応答、意見交換	〇〇時〇分～〇〇時〇分(約 60～75 分間)
その他(問い合わせ先の案内等)	〇〇時〇分～〇〇時〇分(約 5 分間)
閉会	〇〇時〇分(閉会予定時間)
後片付け	〇〇時〇分～〇〇時〇分

注) 議題の説明と質疑応答は、議題ごとに区切って交互に行っても良い。

(エ) 開催通知の作成、配布・回覧

周辺住民等になるべく多く説明会に参加していただくためには、説明会の開催について十分に周知することが重要です。

自治会長等から周辺住民等に事前に周知していただくとともに、開催通知を戸別配布(直接顔を合わせて)することが周知徹底には最も有効です。また、自治会等に協力していただき、自治会等の掲示板や回覧板、ホームページ等も併用するとより効果的です。

開催通知に記載する内容例は、資料表 7-3 に示すとおりです。また、解体等工事実施前の説明会の開催通知の例を資料図 7-1 に示しましたので、ご参照ください。

資料表 7-3 開催通知に記載する内容例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・説明会の目的や趣旨・開催日時(開催時刻、終了予定時刻)・場所、地図、アクセス方法、駐車場・駐輪場の有無・お問い合わせ窓口、担当者氏名、電話番号 など |
|--|

ご近隣の皆様へ

工事発注者または自主施工者の名称とする。説明会をコンサルタント会社等に委託した場合、工事発注者または自主施工者の氏名と説明会を委託した会社名を併記する。

平成○年○月○日

○○ □□□
株式会社△△△△

○○○ビル解体工事に伴う石綿除去工事に係る 説明会開催のお知らせ

○○の侯、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度私どもの○○○ビルを解体するにあたり、大気汚染防止法及び石綿障害防止規則に基づく調査により石綿（アスベスト）含有建築材料の使用が確認され、石綿除去工事を実施する運びとなりました。

つきましては、皆様に石綿含有建築材料の使用状況、石綿除去工事の方法、石綿飛散防止対策等についてご説明したく、以下のとおり説明会を開催いたします。

ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

日時：平成○年○月○日（○曜日） △△：△△～□□：□□

場所：×××自治会館（○○市△△町□□1111-1）

<説明会会場案内図>

※会場周辺の地図を入れる。

○○バス バス停△△下車、××方向徒歩○分
駐車場の数が少ないので、なるべく公共交通機関等をご利用ください（駐輪場あり）。

<お問い合わせ窓口>

株式会社△△△△

総務部 担当○○○○○（TEL 000-00-0000）

(オ)説明資料・配布資料の作成

説明会で説明する事項は、本ガイドラインの「2. (4)③ 情報提供する事項」(p.13～15)をご参照ください。

説明資料・配布資料の作成にあたっては、できるだけ専門用語の使用を避け、図や写真などを用いて、石綿に関する知識がない人にとってもわかりやすいものを作成するようにします。専門用語を使わざるを得ない場合は、用語の説明を入れておきます。

また、参加者に内容を明確に伝え、理解していただくためのストーリー作りが重要となります。説明の流れを整理してから、説明資料・配布資料を作成するようにします。併せて、当日の説明用のシナリオも作成しておきます。

対象者が多く、会場が広い場合は、スクリーンに資料を写し、説明するようにします。

なお、説明会の当日、参加者に配布する資料は、説明内容をコンパクトにまとめたものを別途作成しても良いですし、説明資料または説明資料の抜粋を印刷したものでも構いません。

(カ)想定問答集の作成

質疑応答時における参加者からの質問に対しては、的確にわかりやすい説明が必要となります。また、誤った回答をして不信を持たれないように気を付ける必要もあります。そのため、予め、想定される質問に対する回答を考え、想定問答集としてまとめておきます。自分が住民だったら何を聞きたいか(知りたいか)という視点で、質問と回答を作成します。

想定問答集を作成しておけば、説明会終了後の周辺住民等からの問い合わせにも活用できます。

なお、想定問答の例を「参考資料 8. 想定問答の例」に示しましたので、ご参照ください。

(キ)説明会終了後の問い合わせ対応の体制整備

説明会終了後にも周辺住民等からの問い合わせがある可能性があります。

問い合わせに迅速に対応できるよう、説明会実施前に、説明会終了後の周辺住民等からの問い合わせがあった場合の対応の体制(窓口を誰にするか、対応は誰が行うか、どのように対応するかなど)を整備しておきます。

(ク)リハーサルの実施

本番前に、当日のプログラムを始めから終わりまで通して実演し、手順や説明にかかる時間等を確認します。また、説明内容が周辺住民等にわかりやすい内容となっているかを再度確認し、わかりづらい点があった場合は修正します。石綿に関する知識がない人に聞いてもらって確認すると、わかりづらい点が発見しやすくなります。

(ケ)説明会の開催

説明会の目的は説得ではなく理解を得ることであることを念頭に置き、周辺住民等の視点に立って考え、対応することが必要です。はっきりとわかりやすい言葉で説明を行うようにします。また、質疑応答(意見交換)の時間は十分に確保し、質問・意見等には真摯に誠意を持って対応することが重要です。ただし、参加者からの意見をすべて取り入れることが可能とは限りません。取り入れることが難しい意見に対しては、その理由をしっかりと説明し、理解を得よう努めることが必要です。

以下に、説明会当日の段取りなどのポイントを示します。

a. 当日の段取り

◆会場の受付

- 参加者名簿を用意し、氏名、住所(字、町丁まで)を記録できるようにしておきます。

◆配布資料

- 配布資料の部数は、参加できなかった人のために余分に欲しいという要望があるかもしれないので、想定している参加者数よりも多めに用意しておきます。
- 配布資料は、受付で配るか、椅子席の場合は椅子の上に事前に置いておきます。

◆マイクを用意

- 会場の規模に関わらず、マイクとスピーカーを用意し、できるだけ聞きやすい環境を作ります。
- マイクは、主催者側用と参加者用の最低 2 本(可能であれば司会者用を含めて 3 本)を用意し、主催者側、参加者側の人数を考慮して適宜本数を増やします。
- 参加者が発言する際には、所在と氏名を名乗ってから発言していただくようにします。

◆写真の撮影

- 説明会開催の記録のため、説明会の様子を写真で記録しておくようにします。
- 写真撮影を行う場合は、説明会開始前に、撮影することと使用目的を説明し、参加者の了解を得ることが必要です。
- 写真の撮影の際には、参加者のプライバシーに配慮し、顔が写らないよう参加者の後ろから撮影するようにします。

◆質問・意見等の記録

- 参加者からの質問・意見等は、住民説明会終了後の対応の検討や回答を行う上で重要です。そのため参加者からの質問・意見等については、メモを取るとともに、IC レコーダーなど録音機器を利用して、すべて記録しておくようにし、説明会終了後に整理しておきます。

b. 進行時の配慮

◆基本的な進行内容

説明会の基本的な進行内容は、「資料表 7-2 説明会当日のプログラムとタイムスケジュールの例」(参考資料 p.32)に示した当日のプログラム欄の開会から閉会までをご参照ください。

◆説明会の目的を明確に伝える

- 説明会の目的に参加者に伝え、説明会の趣旨について、参加者と共有します。
- 説明会を複数回開催する場合は、次回以降の開催スケジュール等を明らかにしておく必要があります。

◆自己紹介は全員が行う

- 主催者側の自己紹介を行い、工事発注者または自主施工者のほか、説明会運営の代行者(コンサルタント会社等)や工事受注者、調査者(石綿の調査・分析の調査機関)

などが同席している場合は、全員の紹介を行い、存在を明らかにしておきます。

◆終了時間はできるだけ厳守

- 予め説明会の終了時刻を伝え、なるべくその時間内に終了するようにします。
- 質疑応答・意見交換が長引きそうな場合は、説明会終了後に個別に話を伺うようにするなどの対応を図り、会の円滑な運営に協力してもらいます。

8. 想定問答の例

周辺住民等からの質問とその回答例を以下に示します。各々の現場によって、工事の内容や石綿飛散防止対策の状況などが異なりますので、あくまでも一つの例として参考にしてください。

Q1. 作業中に、環境中の石綿濃度の測定はしないのか。

【回答例】

＜大気中の石綿濃度を測定する場合＞

工事現場の敷地境界上の風上、風下の各1地点と、その風向に対し垂直の位置にある敷地境界上の2地点、さらに、セキュリティゾーン入口手前(外側)、集じん機排気口の計6地点で大気中の総繊維数濃度を、環境省の「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」で定めた方法で測定する計画です。測定日は、平成○年○月○日の予定です。

総繊維数濃度とは、大気1リットル中の長さ $5\mu\text{m}$ 以上、幅(直径) $3\mu\text{m}$ 未満で、かつ、長さとの比(アスペクト比)が3:1以上の大きさの繊維状の物質の本数のことです。繊維状の物質の本数なので、石綿以外の繊維状の物質も含まれる可能性があります。

大気1リットル中の総繊維数濃度が1本を超えた場合は、さらに電子顕微鏡等を使って、石綿の繊維の本数を測定します。

＜大気中の石綿濃度を測定しない場合＞

今回は、工事期間が短く、また、石綿の大気中濃度の測定結果が出るまでには時間がかかることから、石綿の大気中濃度の測定は行いません。

その代り、石綿除去工事の実施期間中の石綿の漏洩を監視するため、隔離区域の出入口と排気口、石綿除去作業区域の周囲○ヵ所の計○ヵ所において、毎日作業開始前に、スモークテスターを用いて隔離区域から外部への空気の漏れがないかを確認します。スモークテスターとは、白煙を発生させる装置で、白煙の流れをみることで、空気の流れる方向を確認することができます。また、集じん排気装置が適正に稼動し漏洩がないことも確認いたします。

Q2. 石綿の大気中濃度の基準はあるのか。

【回答例】

現在のところ、石綿の大気中の環境基準や解体等工事での排出基準の設定はございませんが、環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(2014.6)」においては、一般大気中のモニタリング結果との比較から、漏えい監視の観点からの目安を「石綿繊維数濃度1本/Lとすることが適当」とされています。これは、大気1リットル中に長さ $5\mu\text{m}$ 以上、幅(直径) $3\mu\text{m}$ 未満で、かつ、長さとの比(アスペクト比)が3:1以上の大きさの石綿の繊維の本数が1本ということです。

Q3. 「事前調査」は、具体的にどのような方法で調査したのか。

【回答例】

事前調査は、石綿の使用の有無を工事の開始前に確認する調査で、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施が義務付けられています。

事前調査では、まず解体等工事を行う建築物等の施工記録やメンテナンス記録等の設計図書を確認し、建築物等の種類や建築材料の商品名、使用部位、施行年などから石綿含有

建築材料の使用の有無を判断しました。

設計図書によって石綿含有建築材料の使用の有無が判断できなかったものがありましたので、現場に行って目視で外観や断面を確認したり、触ってみたりして材質を確認しました。また、使用箇所なども勘案して石綿含有建築材料の使用の有無を判断しました。

目視等調査で判断できなかったものは、その一部を採取して分析し、石綿を含むかどうか検査しました。

なお、設計図書で石綿含有建築材料の使用の有無が判断できた場所についても、現場で、設計図書どおりの場所で設計図書どおりの建築材料が使われているかを確認しました。

Q4. 飛散防止対策の具体的な内容をもっと詳しく説明してほしい。

【回答例】

＜特定建築材料(レベル 1、2)ありの場合＞

特定建築材料の除去工事を行う際には、石綿が飛散ないように除去作業場所の周囲を養生して隔離し、集じん・排気装置を設置し、出入口にはセキュリティゾーンを設けて、出入りの際に石綿が漏れないようにしています。隔離した場所から空気が外に漏れていないかを確認した上で、除去作業を開始します。さらに、除去作業を行っている場所は、外部よりも空気の圧力が低くなるようにして、外部へ空気が漏れないようにしています。

出入口に設置したセキュリティゾーンは、内側から前室、洗身室、更衣室の3室に分かれており、内側が減圧されているので、外へ向かって空気が流れないようにになっています。除去等作業を行う際には防塵マスク、防護服を着用して行いますが、外に出るときは、前室で防護服に付着した石綿を吸引器できれいに吸い取ってから脱ぎ、脱いだ防護服は前室の脱衣かごに入れます。外には持ち出しません。次に洗身室に入って、石綿の付着残りがあかもしれないので、エアシャワーで防護マスクを着けたまま全身を空気で洗い、石綿を落としてから更衣室に移って、防護マスクを外し、隔離区域の外に出ます。

また、除去した石綿や集じん機で集めた石綿は、隔離した除去作業場所で専用袋に詰め密閉します。それをセキュリティゾーンの前室に運び、専用袋の外側に付着している石綿を高性能真空掃除機で吸い取り、濡れ布巾で拭いて別の透明袋に入れて二重にして密閉し、次の洗身室でその袋をエアシャワーで洗い、更衣室を通過して、一時保管室に保管します。前室で脱いだ防護服なども同様に扱います。

さらに、石綿除去作業中は、定期的に作業場所やセキュリティゾーンの出入口、排気口等で漏れないかのチェックを行います。

なお、石綿除去作業は○日間行いますので、毎日の作業終了後には隔離した場所の内部や機材の清掃を行います。また、全作業が終了し養生等を撤去する前には、隔離した場所の内部や機材、養生シート等の清掃を行って石綿粉じんを除去した後、撤去します。

＜石綿含有成形板等(レベル 3)ありの場合＞

今回除去している石綿を含む建築材料は、○○○○△△というもので、石綿を○○の中に混ぜ込んで作られた△△です。割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建築材料です。この○○○○△△を取り外す際には、作業区域の周囲をシートで囲い、○○○○△△に薬剤を浸透させて湿らせてから、割らないように注意しながら1枚ずつ手で取り外します。取り外した○○○○△△は割らないように地上におろし、専用袋にそのまま入れて密閉し、一時保管場所に保管します。保管中も割れないよう注意します。

作業中にどうしても一部割らなければならない場合、例えば、〇〇〇〇△△とネジの接合部分がどうしても外れない場合などですが、そういう場合は「HEPA フィルター付真空掃除機」で粉じんを吸引しながら作業を行い、石綿を飛散させないようにします。

なお、石綿除去作業は〇日間行いますので、毎日の作業終了後には作業区域内の清掃を行います。また、全作業が終了し囲っていたシートを撤去する前に、作業区域内やシート等の清掃を行った上で、撤去します。

Q5. レベル 3 建築材料の除去では、隔離養生の必要はないのか。

【回答例】

石綿含有成形板等のいわゆるレベル 3 建築材料は、石綿を材料の中に混ぜ込んで作られたもので、石綿は露出しておらず、割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建築材料です。

屋外での除去作業については、作業区域の周囲をパネル等で囲います。屋内での除去作業については、窓を閉めてテープで目貼りし、飛散のおそれのある部分をプラスチックシート等で塞ぎます。

その上で、石綿含有成形板等に薬剤を浸透させて湿らせてから、割らないように注意しながら 1 枚ずつ手で取り外します。取り外したものは割らないように地上におろし、専用袋にそのまま入れて密閉し、一時保管場所に保管します。保管中も割れないよう注意します。

作業中にどうしても一部割らなければならない場合は、「HEPA フィルター付真空掃除機」で粉じんを吸引しながら作業を行い、石綿を飛散させないようにします。

Q6. 除去した建材を保管・搬出する時の対策はどうするのか。

【回答例】

＜特定建築材料(レベル 1、2)ありの場合＞

隔離した石綿除去作業箇所(作業箇所)の出入口には、セキュリティゾーンを設置します。セキュリティゾーンは、除去等作業を行っている内側から前室、洗身室、更衣室の 3 室に分かれており、内側が減圧されているので、外へ向かって空気が流れないようにしています。

除去した石綿や集じん機で集めた石綿は、隔離した除去作業場所で専用袋に詰め密閉します。それをセキュリティゾーンの 前室に運び、専用袋の外側に付着している石綿を高性能真空掃除機で吸い取り、濡れ布巾で拭いて別の透明袋に入れて二重にして密閉し、次の洗身室でその袋をエアシャワーで洗い、更衣室を通過して、一時保管室に保管します。

一時保管室から搬出する際は、袋の破損がないことを確認した上で、二重袋で梱包して密閉したまま運搬車両の荷台に載せ、さらにシートを荷台に掛けて、特別管理産業廃棄物(廃石綿等)として搬出して処理します。

＜石綿含有成形板等(レベル 3)ありの場合＞

今回除去する石綿を含む建築材料は、〇〇〇〇△△というもので、石綿を〇〇の中に混ぜ込んで作られた△△です。割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建材です。この〇〇〇〇△△を取り外す際には、作業区域の周囲をシートで囲い、〇〇〇〇△△に薬剤を浸透させて湿らせてから、割らないように注意しながら 1 枚ずつ手で取り外します。取り外した〇〇〇〇△△は割らないように地上におろし、シートで包んで、一時保管場所に保管します。保管中も割れないよう注意します。

一時保管室から搬出する際は、シートの破損がないことを確認した上で、そのまま運搬車両の荷台に載せ、さらにシートを荷台に掛けて、石綿含有廃棄物として搬出して処理します。

Q7. 石綿は、どのくらいの距離まで飛散する可能性があるのか。

【回答例】

石綿の使用場所が屋内なのか、屋外なのか、どのくらい高さの場所なのか、また、風向や風速、工事現場周辺の地形や建物の立地状況などによって、どのくらいの距離まで飛散するかは変わってしまいますので、一概には言えませんが、適切な石綿飛散防止対策を講じ、飛散させないように注意して作業を行います。

具体的な石綿飛散防止対策は、・・・(略)。

Q8. 今まで石綿含有建築材料があったなら、既に飛散している可能性があるのではないのか。

【回答例】

<特定建築材料(レベル 1、2)ありの場合>

① 飛散の可能性が低い場合

今回確認された特定建築材料は〇〇〇〇で、□□室の天井全体に使用されております。□□室は窓もなく人の出入りも少なく、また、〇〇〇〇の劣化もほとんどないので、外部への飛散の可能性は低いと思われます。

② 飛散の可能性がある場合

今回確認された特定建築材料は××××で、△△△室の天井全体に使用されております。やや劣化が見られ、飛散している可能性があります。

現在、△△△室付近とそこから最も近い敷地境界付近で大気中の石綿濃度の測定を行っております。結果が判明次第、再度お知らせいたします。

<石綿含有成形板等(レベル 3)ありの場合>

① 飛散の可能性が低い場合

今回確認された石綿を含む建築材料は、〇〇〇〇△△というもので、石綿を〇〇の中に混ぜ込んで作られた△△です。割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建材です。〇〇〇〇△△の状況を確認したところ破損等もなく、石綿が飛散した可能性は低いと思われます。

② 飛散の可能性がある場合

今回確認された石綿を含む建築材料は、〇〇〇〇△△というもので、石綿を〇〇の中に混ぜ込んで作られた△△です。割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建材ですが、外壁に使用されており、一部破損が見られたことから、飛散している可能性があります。

現在、除去作業区域付近の敷地境界で大気中の石綿濃度の測定を行っております。結果が判明次第、再度お知らせいたします。

Q9. 石綿の除去工事を行うことで飛散するなら、工事は行わないでほしい。

【回答例】

石綿除去工事を行う際には、環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」に基づき、石綿飛散防止対策を講じた上で、石綿を飛散させないように注意して

作業を行います。

石綿除去を行わず放置した場合、石綿がそのままずっと残ることになります。建物の老朽化や、大規模地震の発生等により建物が損壊すれば、石綿が飛散する可能性が高くなります。

そのような状況になる前に、適切な飛散防止対策を講じた上で石綿を除去した方が、リスクが低減できるものと考えます。

Q10. 石綿を完全に除去しきれんのか。

【回答例】

＜特定建築材料(レベル 1、2)ありの場合＞

石綿除去作業が終了した段階で、最終検査を行います。取り残した石綿含有建築材料がないか除去面をくまなく確認し、取り残しがあった場合は、除去します。最終検査終了後に、隔離区域内の天井、壁、床、足場や作業用機器、照明器具や設備機器等を清掃し、付着した石綿を除去します。さらに養生シート・隔離シートに粉じん飛散防止処理剤を散布します。また、隔離区域内の空気を集じん装置・排気装置を使って吸引し、外部の汚染されていない大気と同程度の石綿濃度になったことを確認した上で、養生シート・隔離シートを除去します。

＜石綿含有成形板等(レベル 3)ありの場合＞

石綿除去作業が終了した段階で、最終検査を行い、除去漏れがないか確認します。最終検査終了後に、除去作業区域の天井、壁、床、足場や作業用機器、照明器具や設備機器、養生シート等を「HEPA フィルター付真空掃除機」と濡れ布巾などを使って清掃します。

Q11. 事故とはどんなものが考えられるのか。事故が起きたらすぐに知らせてほしい。

【回答例】

＜特定建築材料(レベル 1、2)ありの場合＞

事故とは、石綿除去作業を行っている隔離区画から外部へ石綿が漏洩・飛散した場合、例えば、養生の隙間からの漏れや作業中に養生シートを破損した場合等を想定しています。

石綿除去作業の実施中には、石綿除去工事の実施期間中の石綿の漏洩を監視するため、隔離区域の出入口と排気口、石綿除去作業区域の周囲〇ヵ所の計〇ヵ所において、毎日作業開始前に、スモークテスターを用いて隔離区域から外部への空気の漏れがないかを確認する計画です。スモークテスターとは、白煙を発生させる装置で、白煙の流れをみることで、空気の流れる方向を確認することができます。また、集じん排気装置が適正に作動し漏洩がないことも確認いたします。

万が一、漏れを確認した場合、あるいは、作業中に養生シートを破損してしまった場合は、直ちに作業を停止し、漏れを塞ぐ措置を講じます。また、漏れの原因と状況を確認した上で、皆様へもお知らせするようにします。同時に敷地境界で大気中の石綿濃度の測定を行い、結果が出次第、また皆様へお知らせいたします。

なお、大気中の石綿濃度の測定結果が出るまでは、石綿除去作業を再開することはございません。

＜石綿含有成形板等(レベル 3)ありの場合＞

今回確認された石綿を含む建築材料は、〇〇〇〇△△というもので、石綿を〇〇の中に混ぜ込んで作られた△△です。割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建材です。そのた

め、事故としては、石綿除去作業中や廃棄物の保管・搬出の際に、「HEPA フィルター付真空掃除機」や養生シート、梱包袋がない状態で〇〇〇〇△△を割ってしまった場合を想定しています。

万が一、「HEPA フィルター付真空掃除機」や養生シート、梱包袋がない状態で〇〇〇〇△△を割ってしまった場合は、直ちに工事を停止し、破損した〇〇〇〇△△を袋等で包み、破片等は「HEPA フィルター付真空掃除機」で吸引し、それ以上の飛散を防止します。

Q12. 事前調査結果では石綿の使用はないとのことだが、建物の建設時期や構造などを考慮すると、石綿含有建築材料が使われている可能性があるのではないか？

【回答例】

調査は、〇〇を対象に×××が△△△といった方法で行っておりますが、調査結果については再度確認いたします。その上で、結果に不備がございましたら、再度石綿の確認調査を実施します。

そのほか、何かこの建物の石綿に関する情報をご存知でしたら、ご教示ください。

Q13. 住民側の代表と調査機関も同行して建物内での再確認を実施できないか。

【回答例】

調査結果について再度確認いたします。皆様の代表者の方と調査機関に現場を確認していただくかどうかは、現場の安全性等を考慮して判断いたします。

Q14. 敷地境界で常時測定をしてもらわないと、周辺住民等へのばく露状況は分からないのではないか。

【回答例】

<特定建築材料(レベル 1、2)ありの場合>

敷地境界での石綿濃度の連続測定は困難ですが、適宜、環境省の「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.0 版)」で定めた方法で敷地境界での大気中の石綿濃度の測定を実施し、その結果をお知らせいたします。

また、石綿除去作業の実施中には、石綿除去工事の実施期間中の石綿の漏洩を監視するため、隔離区域の出入口と排気口、石綿除去作業区域の周囲〇ヵ所の計〇ヵ所において、毎日作業開始前に、スモークテスターを用いて隔離区域から外部への空気の漏れがないかを確認する計画です。スモークテスターとは、白煙を発生させる装置で、白煙の流れをみることで、空気の流れる方向を確認することができます。また、集じん排気装置が適正に作動し漏洩がないことも確認いたします。

万が一、漏れを確認した場合、あるいは、作業中に養生シートを破損してしまった場合は、直ちに作業を停止し、漏れを塞ぐ措置を講じます。また、漏れの原因と状況を確認した上で、皆様へもお知らせするようにします。同時に敷地境界で大気中の石綿濃度の測定を行い、結果が出次第、また皆様へお知らせいたします。

なお、大気中の石綿濃度の測定結果が出るまでは、石綿除去作業を再開することはありません。

＜石綿含有成形板等(レベル 3)ありの場合＞

今回確認された石綿を含む建築材料は、〇〇〇〇△△というもので、石綿を〇〇の中に混ぜ込んで作られた△△です。割れなければ石綿が飛散する可能性の低い建材です。

石綿除去作業の実施中に敷地境界での測定は行う予定はございませんが、この〇〇〇〇△△を取り外す際には、作業区域の周囲をシートで囲い、〇〇〇〇△△に薬剤を浸透させて湿らせてから、割らないように注意しながら 1 枚ずつ手で取り外します。取り外した〇〇〇〇△△は割らないように地上におろし、シートで包んで、一時保管場所に保管します。保管中も割れないよう注意します。また、一時保管室から搬出する際は、シートの破損がないことを確認した上で、そのまま運搬車両の荷台に載せ、さらにシートを荷台に掛けて、石綿含有廃棄物として搬出して処理します。

取り外し中や保管中に万が一、〇〇〇〇△△を破損した場合は、直ちに工事を停止し、破損した〇〇〇〇△△を袋等で包み、破片等は「HEPA フィルター付真空掃除機」で吸引し、それ以上の飛散を防止します。

9. 用語集

石綿(アスベスト)

天然の繊維状の鉱物で、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト石綿、トレモライト石綿、アクチノライト石綿の 6 種類がある。繊維が非常に細く、その粉じんを吸入すると中皮腫、肺がんなどの重篤な疾患を引き起こす。

石綿含有製品

石綿及び石綿をその重量の 0.1%を超えて含有するすべてのもの。石綿は耐久性、耐熱性、耐火性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ、安価であるため、建築材料、電気製品、自動車、家庭用品など、様々な用途に広く使用されてきた。しかし、その粉じんを吸入すると重篤な疾患を引き起こされるため、労働安全衛生法施行令により平成 18(2006)年に一部の製品を除き、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止され、平成 24(2012)年 3 月以降、全面禁止となった。

なお、平成 18 年 8 月以前は石綿の含有重量が 1%を超えるものが規制対象であったが、平成 18 年 9 月以降、現在の 0.1%を超えるものに改正されている。よって、平成 18 年 8 月以前の調査で石綿含有建築材料がないという調査結果であっても、現在の基準では石綿含有建築材料に該当する場合があるので注意が必要である。

吹付け石綿

大気汚染防止法でいう吹付け石綿は、石綿含有吹付け材のことで、発じん性(飛散のしやすさ)が著しく高い、いわゆるレベル 1 の石綿含有建築材料全般を指し、狭義の建築材料としての吹付け石綿のほか、石綿含有吹付けロックウールや石綿含有吹付けパーミキュライト、石綿含有吹付けパーライト等を含む。

狭義の建築材料としての吹付け石綿は、主に製造時期が昭和 31(1956)～50(1975)年のもので、石綿の含有率が 60～70%と高い特徴がある。

石綿含有吹付けロックウール

石綿含有吹付けロックウールは、いわゆるレベル 1 の石綿含有建築材料であり、主に耐火被覆材として利用されている。石綿含有吹付けロックウールは主に製造時期が昭和 36(1961)～62(1987)年のもので、昭和 50(1975)年に吹付け石綿の使用が原則禁止となった後、しばらくの間石綿を混ぜて使用され、1980 年代にも湿式で使用されていた。石綿の含有率は 30%以下である。

石綿含有断熱材

断熱材とは、建築物等の熱の移動を防ぐ建築材料のことで、断熱性に優れた石綿は、主に屋根用折板石綿断熱材や煙突用石綿断熱材として使用された。これらの石綿含有断熱材(吹付け石綿を除く)は、いわゆるレベル 2 建築材料である。

石綿含有保温材

保温材とは、建築物の床や壁、天井、空調装置のダクト、給湯管などのパイプなどから熱が逃げるのを防ぐための材料のことで、保温性に優れた石綿は、ボイラーや焼却炉、配管の曲線部などの保温材として使用された。石綿保温材や石綿含有けいそう土保温材などがあり、こ

これらの石綿含有保温材(吹付け石綿を除く)は、いわゆるレベル 2 建築材料である。

石綿含有耐火被覆材

耐火被覆材とは、火災の熱から鉄骨の柱や梁などの構造材を守るために、これらの構造物の表面を覆う耐火性・断熱性の高い建築材料のことで、耐火性・断熱性に優れた石綿は、石綿含有耐火被覆板や石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種などとして使用された。これらの石綿含有耐火被覆材(吹付け石綿を除く)は、いわゆるレベル 2 建築材料である。

石綿含有成形板

成形板とは、セメントや石灰質原料、パーライト、けい酸質原料、石膏などの主原料に、繊維等を加え強化成形させた建築材料のことで、繊維状で耐火性・断熱性等に優れた石綿は、これらの主原料と混合され、様々な成形板として使用された。石綿含有成形板としては、石綿含有スレートボードや石綿含有パーライト板などがある。これらの石綿含有成形板は、いわゆるレベル 3 建築材料である。

レベル 1、レベル 2、レベル 3

石綿含有建築材料区分の一般的な呼称。石綿除去等作業による石綿の発じん性(飛散のしやすさ)によって分類されている。特定建築材料はレベル 1、2、その他の石綿含有建築材料はレベル 3 である。

レベル 1 は吹付け石綿(石綿含有吹付け材)のことで、発じん性が著しく高い。レベル 2 は石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材のことで、レベル 1 よりは低いが発じん性が高い。レベル 3 は石綿含有成形板等で、石綿が建築材料の中に混ぜ込まれており、破碎・切断等をしなければ比較的発じん性が低い石綿含有建築材料である。

特定建築材料

石綿を飛散させる原因となる建築材料のうち大気汚染防止法により規定されているもの。いわゆるレベル 1、2 の石綿含有建築材料のことで、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(石綿が質量の 0.1%を超えて含まれているもの)をいう。

リスク

リスクの定義は様々あるが、一般的には「人間の生命や経済活動、環境にとって望ましくない事態が発生する可能性」と理解されている。

リスク管理やリスクコミュニケーションにおいては、ハザード(危険要因)によって引き起こされる危険性(危険の度合い)のことをいう。例えば、石綿が「ハザード」で飛散した石綿を吸入することで引き起こされる健康障害などが「リスク」である。

リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションの定義は様々あり、一概には言えないが、本ガイドラインでは「解体等工事における石綿飛散に係るリスクや飛散防止対策の効果など石綿に関する正確な情報を、工事発注者または自主施工者と工事受注者が周辺住民等や地方公共団体等関係機関と共有し、相互に情報や意見を交換して意思疎通を図ること」としている。

特定粉じん

粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で大気汚染防止法の政令で定めるもの、すなわち、石綿の粉じんである。

事前調査

石綿の使用の有無を建築物等の解体等工事の開始前に確認する調査で、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施が義務付けられている。なお、大気汚染防止法で義務付けられているのは、特定建築材料の有無の調査のみである。

湿潤化

石綿を含む建築物等の解体等工事の際の石綿飛散防止対策の一つで、水や薬液により石綿含有建築材料を湿らせて、石綿の飛散を防止する方法である。大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の作業基準の一つとして定められている。

大気中の石綿濃度の測定

環境省の「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.0 版)」では、通常、まず大気中の総繊維数濃度を測定し、1 本/L(大気 1 リットルあたり 1 本)を超えた場合は、電子顕微鏡等を使って石綿繊維数濃度を測定することとされている。

総繊維数濃度

大気 1 リットルに含まれる長さ $5\mu\text{m}$ 以上、幅(直径) $3\mu\text{m}$ 未満で、かつ、長さとの比(アスペクト比)が 3:1 以上の大きさの繊維状の物質の本数のこと。石綿漏洩監視の指標となるが、繊維状の物質の本数であり、石綿以外の繊維状の物質も含まれる可能性がある。

石綿繊維数濃度

大気 1 リットルに含まれる長さ $5\mu\text{m}$ 以上、幅(直径) $3\mu\text{m}$ 未満で、かつ、長さとの比(アスペクト比)が 3:1 以上の大きさの石綿の繊維の本数のこと。

現在のところ、石綿の大気中の環境基準や解体等工事での排出基準の設定はないが、環境省の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(2014.6)」においては、一般大気中のモニタリング結果との比較から、漏えい監視の観点からの目安を「石綿繊維数濃度 1 本/L とすることが適当」とされている。

石綿障害予防規則(石綿則)

平成 17(2005)年 2 月に建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等について規定する、労働安全衛生法に基づく単独の規則として制定された。平成 26(2014)年の改正により吹付け石綿の除去等についての措置や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置が強化された。

大気汚染防止法

昭和 43(1968)年 6 月に、「工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ること」を目的に制定された。

石綿による被害防止に関しては、平成元(1989)年の改正を始め、数度にわたり法改正が実施されており、近年では、平成 25(2013)年に建築物等の解体等に伴う石綿の飛散防止対策の更なる強化を図るため改正され、工事発注者または自主施工者の責任の強化などが図られた。

建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称。特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等を目的として、平成 12(2000)年 5 月に制定された。本法律では、一定規模以上の解体等工事について、工事受注者等に分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けているほか、工事発注者(または自主施工者)に分別解体等の計画等の届出を義務付けている。また、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、吹付け石綿等の付着物の有無等の調査を行い、調査結果に基づいて分別解体等の計画を作成すること、分別解体等の計画に従い、付着物の除去等の措置を講ずること等が規定されている。